

岐阜県公報

第千八百六十五号
平成十九年七月二十七日

(金曜日)

目次

告 示

家畜伝染病の発生

(畜産課) 五八一^{ページ}

選挙管理委員会告示

設立届が提出された政治団体の名称等の公表

(選挙管理委員会) 五八一

政治団体の異動事項の公表

(同) 五八二

解散届が提出された政治団体の名称等の公表

(同) 五八四

指定届が提出された資金管理団体の名称等の公表

(同) 五八五

資金管理団体の異動事項の公表

(同) 五八五

指定取消しの届が提出された資金管理団体の名称等の公表

(同) 五八五

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(環境生活政策課) 五八五

落札者等に関する公示

(保健医療課) 五八六

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

(商業流通課) 五八六

平成二十年度岐阜県立森林文化アカデミー入学試験の実施

(林政課) 五八六

公共測量の実施

(用地課) 五八九

公共測量の終了

(同) 五九〇

落札者等に関する公示

(教育研修課) 五九〇

告 示

岐阜県告示第五百六号

家畜伝染病の疑似患畜の届出があつたので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第四項の規定により告示する。

平成十九年七月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 病名

伝達性海綿状脳症

二 家畜の種類

牛

三 患畜又は疑似患畜の区分及びその頭数

疑似患畜一頭

四 発生場所

高山市

五 発生年月日

平成十九年七月十七日

六 病性鑑定結果

陰性

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第八十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、政治

団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり届出た。

平成十九年七月二十七日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 藤久子

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 政党又は政党の支部の場合その旨の表示 | 当該政党の支部を政党の名称とする政 | 一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示 |
|-------------------------|---------|----------|--------------------|--------------------|-------------------|-----------------------------|
| 安藤浩孝とくらし・こころ・安心・安全を考える会 | 安藤 浩 孝 | 安藤 慎 一 | 本巣郡北方町春來町 3 79 | | | |
| 伊藤順子を育てる会 | 伊 藤 剛 | 伊 藤 順 子 | 加茂郡八百津町野上1024 4 | | | |
| 川上文浩後援会 | 川 上 文 浩 | 樋 口 秀 幸 | 可児市広見2017 6 | | | |
| 岐阜県介護政治連盟 | 井 上 悟 | 山 田 哲 太郎 | 大垣市東前 1 79 | | | |
| 清水治を育てる会 | 松 久 武 史 | 清 水 恵 子 | 瑞穂市古橋1687 3 | | | |
| 神皇舎 | 高 野 温 尔 | 高 野 温 尔 | 多治見市小名田町西ヶ洞 1 103 | | | |
| 鈴木浩之後援会 | 鈴 木 浩 之 | 岩 水 忠 彦 | 本巣郡北方町高屋伊勢田 1 26 5 | | | |
| 高木りつお後援会 | 高 木 律 夫 | 平 岡 義 樹 | 加茂郡川辺町上川辺1507 2 | | | |
| 多治見市古田はじめ後援会 | 牛 込 進 | 前 田 重 宏 | 多治見市新町 1 23 | | | |
| 藤谷光信を育てる会 | 棚 瀬 卓 爾 | 牧 野 聖 仁 | 岐阜市西野町 3 1 | | | |
| 森はるひさ後援会 | 藤 橋 直 樹 | 森 ゆ み | 瑞穂市牛牧131 8 | | | |

平成十九年七月二十七日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 藤久子

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、政治団体の届出事項の異動届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その異動事項を次のとおり届出た。

| 政治団体の名称 | 異動事項 | 新 | 旧 |
|---------|------|---|---|
| | | | |

| | | | | | |
|-----------------|------------|-------------------------|-----------------|-----------|--|
| 自由民主党惠那市支部 | 主たる事務所の所在地 | 惠那市長島町中野254 7 森川ビル1階 | 1 25 | 惠那市長島町正家1 | |
| | 代表者 | 足立 勝利 | 武 藤 容 治 | | |
| 自由民主党各務原支部連合会 | 会計責任者 | 横山 隆一郎 | 長 瀬 辰 夫 | | |
| | 代表者 | 山口 斗織子 | 小 林 惠 美子 | | |
| 自由民主党岐阜県看護連盟支部 | 会計責任者 | 森 咲 子 | 山 口 絢 子 | | |
| | 代表者 | 山口 八 郎 | 渡 辺 正 樹 | | |
| 自由民主党岐阜県司法書士支部 | 会計責任者 | 内 藤 一 郎 | 後 藤 利 勝 | | |
| | 代表者 | 渡 辺 真 史 | 加 藤 嘉 徳 | | |
| 自由民主党岐阜県第五選挙区支部 | 会計責任者 | 柳 橋 功 史 | 武 藤 嘉 行 | | |
| | 代表者 | 野 島 征 夫 | 山 下 運 平 | | |
| 自由民主党郡上市支部 | 会計責任者 | 尾 村 忠 雄 | 白 田 昭 洋 | | |
| | 主たる事務所の所在地 | 郡上市白鳥町中西68 | 郡上市大和町剣1753 | | |
| 自由民主党馬瀬地域支部 | 名 称 | 自由民主党馬瀬地域支部 | 自由民主党馬瀬支部 | | |
| | 代表者 | 林 芳 樹 | 二 村 勝 己 | | |
| 自由民主党美濃市支部 | 会計責任者 | 林 芳 樹 | 二 村 勝 己 | | |
| | 主たる事務所の所在地 | 下呂市馬瀬名丸1678 1 | 下呂市馬瀬中切163 2 | | |
| 明日の岐阜を語る会 | 代表者 | 佐 藤 武 彦 | 児 山 廣 茂 | | |
| | 会計責任者 | 美濃市笠神1013 | 美濃市御手洗864 1 | | |
| うえまつ康祐を励ます会 | 代表者 | 堀 一 宏 | 佐 藤 保 隆 | | |
| | 代表者 | 佐 藤 正 春 | 小 倉 昌 春 | | |

| | | | |
|-------------------|------------|----------------|-------------|
| 国会会 | 代表者 | 藤 田 正 樹 | 植 松 一 之 |
| すみ眞一郎後援会 | 代表者 | 田 中 澄 司 | 足 立 達 明 |
| 柘植定後援会 | 代表者 | 大 澤 健 充 | 長 縄 實 三 |
| 長沢忠男後援会 | 代表者 | 田 中 健 康 | 川 太 泰 夫 |
| 名古屋税理士政治連盟大垣支部 | 代表者 | 西 脇 一 郎 | 清 川 太 伸 二 |
| | 会計責任者 | 大 久 保 千 郷 | 矢 野 三 喜 |
| 名古屋税理士政治連盟岐阜支部連合会 | 代表者 | 丹 下 忠 彰 | 田 邊 雅 範 |
| | 会計責任者 | 山 田 清 平 | 工 藤 信 雄 |
| 名古屋税理士政治連盟岐阜支部 | 主たる事務所の所在地 | 岐阜市六条南2階 11 | 大垣市西長町1 |
| 西松重吉後援会 | 代表者 | 田 中 豊 丹 | 下 忠 彰 |
| | 会計責任者 | 西 松 憲 之 | 森 政 彦 |
| 日本司法書士政治連盟岐阜会 | 代表者 | 山 口 八 郎 | 渡 辺 正 樹 |
| 林まさやす後援会 | 名 称 | 林まさやす後援会 | 林まさやすを育てる会 |
| | 会計責任者 | 堀 一 宏 | 上 杉 毅 毅 |
| 牧田富朗後援会 | 代表者 | 岩 井 鏡 男 | 小 栗 美 好 |
| まんさく会 | 代表者 | 井 戸 兼 平 | 奥 田 重 俊 |
| 村上こうじ後援会 | 会計責任者 | 村 上 妙 子 | 大 園 重 俊 |
| 渡辺隆後援会 | 代表者 | 水 野 唯 未 | 木 村 仙 吉 |
| | 会計責任者 | 渡 辺 曙 美 | 各 務 隆 三 |
| 輪之内・大好き！ 住民会議 | 代表者 | 片 山 由 文 | 森 各 務 隆 和 美 |

岐阜県選挙管理委員会告示第八十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体解散届が提出されたので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり告

IRP No.

平成十九年七月二十七日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 渡 藤 久 子

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 解散年月日 | 政党又は政党の支部の場合その旨の表示 | 当該政党の支部を政党とする旨の表示 | 一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示 |
|-------------|--------|----------|-------------------|------------|--------------------|-------------------|-----------------------------|
| おおの周司後援会 | 大野周司 | 深川恒夫 | 関市志津野1028 | 平成19年4月2日 | | | |
| 奥村まさいち後援会 | 岩田雅孔 | 後藤勝政 | 岐阜市柳津町北塚1 67 | 平成18年3月31日 | | | |
| 各務原市政経懇話会 | 福西紀雄 | 井上克彦 | 各務原市那加桜町2 329 | 平成18年6月30日 | | | |
| 加藤一夫21俱樂部 | 伊藤雄一 | 水野雅文 | 羽島郡笠松町円城寺1433 | 平成19年6月20日 | | | |
| 加藤しんじ後援会 | 山内正勝 | 加藤由美子 | 可児市桜ヶ丘7 41 | 平成19年6月15日 | | | |
| 久保田重男後援会 | 久保田重男 | 久保田みつる | 揖斐郡池田町粕ヶ原1395 5 | 平成18年8月3日 | | | |
| 栗田金一後援会 | 栗田金一 | 高橋明 | 大垣市墨俣町下宿27 | 平成18年3月31日 | | | |
| 桑原隆雄後援会 | 川口南 | 高橋巖 | 養老郡養老町栗笠59 | 平成19年4月22日 | | | |
| 幸福都市たじみを創る会 | 中道育夫 | 中道小菊 | 多治見市脇之島町4 37 5 | 平成19年5月25日 | | | |
| 小林幸男を育てる会 | 澤田栄治 | 小林清司 | 岐阜市北一色9 16 5 | 平成19年4月27日 | | | |
| 神皇舎 | 高野温示 | 平井久敬 | 多治見市小名田町西ヶ洞1 10 3 | 平成19年5月31日 | | | |
| 田中和義を育てる会 | 田中和義 | 松本建樹 | 養老郡養老町鷺巣1285 | 平成19年5月9日 | | | |
| 鳥本邦彦後援会 | 鳥本邦彦 | 鳥本邦彦 | 揖斐郡大野町公郷1853 3 | 平成19年4月29日 | | | |
| みつぐ会 | 矢口貴男 | 磯部貴久 | 山県市西深瀬2506 1 | 平成19年6月30日 | | | |
| 武藤政和を育てる会 | 村井錦夫 | 下村邦守 | 関市広見701 | 平成19年6月3日 | | | |

| | | | | | | | |
|-----------|------|-----|-----|---|-------------|---|----------------|
| 矢口貴男後援会 | 大西克巳 | 藤井博 | 藤井博 | 進 | 山県市西深瀬2506 | 1 | 平成19年 6月30日 |
| 藤老武藤嘉文後援会 | | | | | 藤老部藤老町押越679 | 2 | 平成19年 4月3日 |

岐阜県選挙管理委員会告示第八十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、資金管理団体指定届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成十九年七月二十七日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 遠藤 久子

| | | | | |
|-----------|---------|-----------|-------------------|-------|
| 届出をした者の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の名 |
| 鈴木 浩之 | 北方町議会議員 | 鈴木浩之後援会 | 本巣郡北方町高田1-26 5 | 鈴木 浩之 |

岐阜県選挙管理委員会告示第八十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、資金管理団体届出事項の異動届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その異動事項を次のとおり告示する。

平成十九年七月二十七日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 遠藤 久子

| | | | | |
|-----------|-----------|------|---|---|
| 届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 異動事項 | 新 | 田 |
|-----------|-----------|------|---|---|

| | | | | |
|------|----------|-------|---------|---------|
| 村上孝志 | 村上こうし後援会 | 公職の種類 | 岐阜県議会議員 | 可児市議会議員 |
|------|----------|-------|---------|---------|

岐阜県選挙管理委員会告示第八十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第一号又は第二号の規定により、資金管理団体の指定の取消しの届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成十九年七月二十七日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 遠藤 久子

| | | | | |
|-----------|---------|-----------|-----------------|-------|
| 届出をした者の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の名 |
| 大野 周司 | 関市議会議員 | おおの周司後援会 | 関市志津野1028 | 大野 周司 |
| 栗田 金一 | 豊保町長 | 栗田金一後援会 | 大垣市豊保町下宿27 | 栗田 金一 |
| 田中 和義 | 藤老町議会議員 | 田中和義を育てる会 | 藤老部藤老町藤老1285 | 田中 和義 |
| 矢口 貴男 | 岐阜県議会議員 | みつぐ会 | 山県市西深瀬2506 1 | 矢口 貴男 |

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非

営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成十九年七月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成十九年七月九日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人リトミックGiftu
- 三 代表者の氏名 出崎 恭子
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県大垣市三塚町五〇一番地一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、音楽を通して親と子のふれあい活動を行い、心豊かで健全な青少年育成を目的とするとともに総合芸術や音楽文化の発展、向上、若手指導者の育成に寄与することを目的とする。

落札者等に関する公示

岐阜県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成十九年七月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 調達物品の名称及び数量 抗インフルエンザウイルス薬 タミフルカプセル75
100カプセル箱 8,862箱
- 2 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政
令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号該当
- 4 契約の相手方を決定した日 平成19年7月4日
- 5 契約の相手方の住所及び氏名 東京都北区浮間五丁目5番1号
中外製薬株式会社
営業本部長 小宮山 和則

6 借付金 209,364,750円

7 契約に関する書類を提出する張面の名称及び所在地

- (1) 張面の名称 貸付金借付書 貸付金借付書
- (2) 所在地 岐阜県大垣市二丁目1番1号

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成十九年七月二十七日から一月間岐阜県産業労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成十九年七月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地

アクアオーク大垣

大垣市林町六丁目八十番二十一 外

二 意見の概要

意見なし（届出事項 新設）

平成二十年度岐阜県立森林文化アカデミー入学試験の実施

平成二十年度岐阜県立森林文化アカデミーの入学試験を次のとおり実施します。

平成十九年七月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 入学定員

1 森と木のクリエイター科 二十名

前期入試 十八名程度

後期入試 若干名

2 森と木のエンジニア科 二十名

前期入試 (推薦) 十名程度、(一般) 八名程度
後期入試 (一般) 若干名

二 受験資格

1 森と木のクリエーター科

里山、人工林、山村活性化、木造建築及びものづくりでの活動に意欲のある者で、次のいずれかに該当するもの

(1) 大学(短期大学を除く)を卒業した者又は平成二十年三月までに卒業見込みの者

(2) 短期大学、高等専門学校又は専修学校(専門課程に限る)を卒業し、森林文化アカデミーの教育上の目的を達成するため有益な業務に二年間(専修学校の専門課程において、修業年限が三年のものについては一年間)以上従事した者

(3) 高等学校卒業生(通常の課程による十二年間の学校教育を修了した者を含む)で、森林文化アカデミーの教育上の目的を達成するため有益な業務に四年間以上従事した者

(4) 外国において教育を修了した者で(1)から(3)までに該当するもの

(5) その他岐阜県立森林文化アカデミーが(1)から(4)までに該当する者と同等以上と認める者

2 森と木のエンジニア科

里山、人工林、山村活性化、木造建築及びものづくりでの活動に意欲のある者で、次のいずれかに該当するもの

(1) 高等学校を卒業した者又は平成二十年三月までに卒業見込みの者

(2) 通常の課程による十二年間の学校教育を修了した者

(3) 外国において(1)又は(2)に相当する教育を修了した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有する者として認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 高等学校卒業程度認定試験又は大学入学資格検定の合格者

(6) 修業年限が三年の専修学校の高等課程を修了した者

(7) その他岐阜県立森林文化アカデミーが(1)から(6)までに該当する者と同等以上と認める者

ただし、推薦入試を受けようとする者は、岐阜県内の高等学校を卒業した者又は

平成二十年三月までに卒業見込みの者で、出身(又は在学)高等学校長の推薦があるものに限る。

三 受験手続

受験しようとする者は、次の書類をそろえ、岐阜県立森林文化アカデミー教務課に提出してください。

1 森と木のクリエーター科

(1) 入学願書(指定用紙)
(2) 受験票(受験票控に写真を貼付し、受験票とともに提出すること。)

(3) 質問書(指定用紙)

(4) 受験票送付用封筒

(5) 卒業(見込み)証明書

(6) 健康診断書(三か月以内に受診したもの)

(7) 業務経歴書(卒業(見込み)証明書以外に、受験資格の確認のため必要な場合に限り。)

2 森と木のエンジニア科

(1) 入学願書(指定用紙)

(2) 受験票(受験票控に写真を貼付し、受験票とともに提出すること。)

(3) 質問書(指定用紙)

(4) 受験票送付用封筒

(5) 調査書又は各種証明書(調査書については、出身(又は在学)学校長が作成したもので、未開封のもの。証明書については、高等学校卒業程度認定試験合格者にあつては合格証明書を、大学又は短期大学卒業(見込み)者にあつては大学又は短期大学の卒業(見込み)証明書をそれぞれ提出すること。)

(6) 出身高等学校長の推薦書(推薦入試に限る。)

(7) 健康診断書(三か月以内に受診したもの。ただし、平成二十年三月までに卒業見込みの者で健康の状況について記載のある調査書を提出する場合は不要)

四 入学願書受付期間

1 森と木のクリエーター科

前期入試 平成十九年九月二十六日(水)から平成十九年十月十日(水)まで
後期入試 平成二十年一月四日(金)から平成二十年一月十六日(水)まで

2 森と木のエンジニア科

前期入試 平成十九年九月二十六日(水)から平成十九年十月十日(水)まで
 後期入試 平成二十年一月四日(金)から平成二十年一月十六日(水)まで
 なお、郵送による場合は、受付期間最終日までの消印があるものを有効とします。

五 入学試験料

一万七千円に相当する額の岐阜県収入証紙を入学願書にはり付けて納付してください(消印しないこと)。また、岐阜県外在住者で、岐阜県収入証紙の購入が困難な場合にあつては、相当額の「普通郵便為替」を願書に同封して納入してください(郵便為替の受取人住所及び氏名欄は、記入しないこと)。

六 入学試験日、場所及び科目

1 森と木のクリエイター科

(1) 入学試験日

前期入試 平成十九年十月二十一日(日)

後期入試 平成二十年一月二十六日(土)

(2) 試験場所

美濃市曾代八八 岐阜県立森林文化アカデミー

(3) 試験科目

| 入試種別 | 試験科目等 |
|------|------------------------------|
| 前期入試 | 小論文 複数の単語から論題を作成し論述 |
| 後期入試 | 面接 小論文 複数の単語から論題を作成し論述 |

2 森と木のエンジニア科

(1) 入学試験日

前期入試 平成十九年十月二十日(土)

後期入試 平成二十年一月二十六日(土)

(2) 試験場所

美濃市曾代八八 岐阜県立森林文化アカデミー

(3) 試験科目

| 入試種別 | 前期入試 | | 試験科目等 |
|------|------------------|------------------|-------|
| | 一般 | 推薦 | |
| 後期入試 | 筆記試験 日本語の文章理解 | 筆記試験 日本語の文章理解 | 試験科目等 |
| | 面接(プレゼンテーション) | 面接(プレゼンテーション) | |

七 合格の発表

1 日程

前期入試 平成十九年十月二十六日(金)

後期入試 平成二十年二月一日(金)

2 発表の方法

合格発表当日の午前十時から岐阜県立森林文化アカデミー事務室前の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者宛に文書で通知します。また、岐阜県立森林文化アカデミーホームページ (<http://www.forest.ac.jp>) においても、合格発表当日の午前十時から一ヶ月後の午後五時まで合格者の受験番号が閲覧できます。

八 試験結果の提供

平成二十年度岐阜県立森林文化アカデミー入学試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

筆記試験の科目別得点

2 提供期間

合格発表の日から一か月間

3 提供する場所

岐阜県立森林文化アカデミー教務課

4 提供を受けるために必要な書類等
試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の(1)及び(2)の書類等が必要
要です。

(1) 受験票

(2) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認
できる書類のうちいずれか一つ

九 その他

1 修業年限は、二年です。

2 入学金、授業料は、次のとおりです(変更される場合があります。)

| 区 分 | 入 学 金 | 授 業 料 |
|-------------|----------|-------------|
| 森と木のクリエイター科 | 二八二、〇〇〇円 | 年額 五三五、八〇〇円 |
| 森と木のエンジニア科 | 一六九、二〇〇円 | 年額 一一五、二〇〇円 |

3 募集要項の請求

受験に必要な指定用紙等募集要項は、岐阜県立森林文化アカデミー教務課及び情
報公開総合窓口(県庁二階)にて配布します。なお、郵送で請求する場合は、封筒
の表に「募集要項請求」と朱書きし、三百九十円分の切手をはったあて先明記の角
二号の返信用封筒を必ず同封して岐阜県立森林文化アカデミー教務課に請求してく
ださい。

4 入学試験料は、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還し
ません。

5 その他この試験についての詳細は、岐阜県立森林文化アカデミー教務課(〒五〇
一 三七一四 美濃市曾代八八 電話番号〇五七五 三五 二五二五)へ問い合わせ
せてください。

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所長から次のとおり
公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十

四条第三項の規定により公示する。

平成十九年七月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量(平成十九年度杭瀬川築堤護岸詳細設計業務)

三 作業期間

平成十九年六月二十一日から
同 二十年三月十四日まで

四 作業地域

大垣市静里町、南若森町及び若森町(一級河川杭瀬川右岸堤河川距離標六・八キロ
ポストから八・八キロポスト地域及び同左岸堤河川距離標六・八キロポストから八・
八キロポスト地域)

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により御嵩町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、
同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年七月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

御嵩町

二 作業種類

公共測量(確測基準点測量及び確定測量図作成)

三 作業期間

平成十九年六月一日から

同 年七月三十日まで
 四 作業地域
 可児郡御嵩町大久後地区

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により防衛施設庁名古屋防衛施設支局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年七月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

防衛施設庁名古屋防衛施設支局

二 作業種類

公共測量（用地実測図作成）

三 作業期間

平成十九年二月十六日から

同 年三月二十六日まで

四 作業地域

各務原市鷺沼三ツ池町六丁目及び那加大東町地域

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により郡上市初納土地区画整理組合理事長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年七月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

郡上市初納土地区画整理組合

二 作業種類

公共測量（郡上市初納土地区画整理事業）

三 作業期間

平成十九年五月二十一日から

同 年六月八日まで

四 作業地域

郡上市八幡町中部

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成十九年七月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

1 調達物品の名称及び数量 オペレーティングシステム及び増設メモリ等 一式

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 平成19年5月10日

4 落札者を決定した日 平成19年6月28日

5 落札者の氏名及び住所 岐阜市古野町3丁目8番地

株式会社エフワン

代表取締役 安田 隆夫

6 落札金額 51,240,000円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県教育委員会事務局教育研修課

(2) 所在地 岐阜市数田南5丁目9番1号 岐阜県総合教育センター内

平成十九年七月二十七日印刷
 平成十九年七月二十七日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一 号
 岐阜県 岐阜市 数田南 二丁目 一番一 号
 発行所 岐阜県 岐阜市 数田南 二丁目 一番一 号

印刷者 岐阜市三輪ぶりとびあ十三 一 飯 尾
 印刷所 岐阜市三輪ぶりとびあ十三 一 岐 阜 文 芸 社
 定価 一 千 四 百 〇 〇 〇 円 (送料共) (消費税二二八六円を含む。)